

訴状 2023年2月22日 (4月21日/9月12日)

請求の趣旨

原告らが自ら開設し、あるいは保険医として従事する保険医療機関が、(令和5年4月1日以降に、)患者から健康保険法3条13項に規定する電子資格確認により療養の給付を受けることを求められた場合に、(1)電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認する義務のないこと(2)電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認ができるようあらかじめ必要な体制を整備する義務のないこと(1)(2)を確認する。
2 被告は、各原告に対し、それぞれ金10万円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。3 訴訟費用は被告の負担とする。との判決を求める。

請求の理由

第2 オンライン資格確認が義務化された経緯 p. 5

1 現行の受給資格の確認方法

(1)健康保険法6 3条1項及び3項等 p. 5

(2)健康保険法70条1項及び同法72条1項等 p. 6

2 骨太方針2022 p. 8

3 療養担当規則の改正によるオンライン資格認証の義務化 p. 8

4 オンライン資格確認の概要 p. 11

第3 本件訴訟の意義

1 オンライン資格確認の義務化により生じる保険医療機関及び患者の負担

(1) 保険医療機関の廃業のおそれ

(2) 不必要な手間の増加

2 マイナ保険証は普及しておらず国会での議論を経ずに義務づける緊急性がないこと

3 小括

療養担当規則3条1項

保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて電子資格確認により当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

第4 オンライン資格確認義務の違憲・違法性

1 憲法41条違反又は健康保険法による委任の範囲の逸脱の違法

(1)憲法41条違反

ア 授權法による個別具体的委任が必要であること

イ 保険医療機関のオンライン資格確認に関する事項を委任する健康保険法の規定はないこと

(2)改正後療担規則が健康保険法の委任の範囲を逸脱すること

ア 委任命令が授權法の範囲内でなければならないこと

イ ①授權規定の文理

ウ ②授權規定が下位法令に委任した趣旨及び③授權法の

趣旨、目的等

エ④委任命令によって制限される権利ないし利益の性質等

オ小括

2 憲法上保護された原告らの医療活動の自由に対する権利侵害

(1)原告らの医療活動は憲法上の権利であること

(2)原告らの医療活動に重大な制限が生じること

(3)オンライン資格確認の義務化の目的

(4)手段審査

(5)小括

法律の委任がない

第5 原告らの損害

第6 確認の利益 (請求の趣旨第1項)

第7結語

原告らは、

1 行政事件訴訟法4条に基づき、原告らが自ら開設し、あるいは保険医として従事する保険医療機関が、令和5年4月1日以降に、患者から健康保険法3条13項に規定する電子資格確認により療養の給付を受けることを求められた場合に、(1)電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認する義務(改正後療養担当規則3条2項)のないこと(2)電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認ができるようあらかじめ必要な体制を整備する義務(改正後療養担当規則3条4項)のないことを、それぞれ確認するよう求めるとともに、
2 国家賠償法1条1項に基づき、被告に対し、各原告に、それぞれ金10万円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

健康保険法
70条1項

「療養の給付」について
厚生労働省令に委任。



療養担当規則
3条

「資格確認」について
医療機関(医師側)
に義務付け。

△スルーOK○軽く眼を通す◎通読★必要★★重要★★超重要

第1 第2事件の請求の趣旨に対する答弁p6. △
第1事件と同じ。原告の請求棄却を求めた

第2 訴状記載の「請求の理由」に対する認否p6-17△
原告の訴状の全て、一字一句に対して、一つ一つ「認める」「不知」「否認」「争う」等を書いているだけ。その理由はここでは陳述しない。

第3 主な関係法令の定めp17-19 ○
訴訟に関連した健康保険法と療養担当規則の条文の羅列。
健保法：3条13項, 63条3項, 70条1項, 72条, 80条。
療担規則：3条1項, 2項, 4項。

第4 オンライン資格確認の導入及び原則義務化の経緯p19-25
1.オンライン資格確認の導入に至る経緯 ★
(1)導入前の議論
(2)令和元年健康保険法改正の際の法案審議の状況
(3)オンライン資格確認の導入に伴う令和元年健康保険法改正等
(4)令和元年健康保険法改正後
2.オンライン資格確認の原則義務化に至る経緯 p21-25.★★★
(1)原則義務化の背景◎
(2)令和4年療担規則等改正に至る経緯等★★⇒中医協、国会
中央社会保険医療協議会での議論（健康保険法82条1項:中央社会保険医療協議会に諮問する旨の規定）を経て改正療担規則が定められていることを理由に、パブリックコメントを実施していない（行政手続法39条4項4号）

第5 オンライン資格確認の仕組み等★
1. オンライン資格確認の概要等 p25-26.★
(1)オンライン資格確認の原則化(2)仕組み(3)薬剤情報等の活用
2.オンライン資格確認の目的及び利点等 p26-31.★
(1)保険給付の適正化、制度運営の効率化
(2)オンライン資格確認の導入に伴うその他の利点 ★⇒利点のみ
3. オンライン資格確認におけるセキュリティ対策○
(1)マイナンバーカードのセキュリティ対策
(2)オンライン資格確認のセキュリティ対策

第6 オンライン資格確認の原則義務化に伴う施策等p31-36★★★
1.オン資確認の原則義務化の状況
2.オン資確認の導入に当たり必要となる準備等
3.オン資確認の原則義務化に伴う各種措置等
(1)オン資確認の原則義務化の適用除外規定（療担規則3条3項）
(2)オン資確認の原則義務化の経過措置 医師でも突っ込み所が満載
(令和4年厚生労働省令第124号附則2条1項)

2023/4/1の施行後も問題ない旨の主張。

第7 オンライン資格確認を義務化する療担規則3条2項及び4項は違憲・無効ではないことp36-45★★★＝本訴訟の争点
1.療担規則3条2項・4項は憲法41条に違反するとはいえないこと
(1)原告らの主張 → 訴状 第4 p17-19
(2)療担規則3条2項・4項については授權規定が存在すること
2.療担規則3条2項・4項は健康保険法70条1項の委任の範囲を逸脱するものではないこと
(1)原告らの主張
(2) 委任の範囲に係る判断枠組み
(3)療担規則3条2項・4項は健康保険法70条1項の委任の範囲内にあること ★★★
ア 授權規定の文理
イ 授權規定が下位法令に委任した趣旨について
ウ 授權法（健康保険法）の趣旨・目的及び仕組みとの整合性
エ 委任命令（オン資確認の原則義務化）によって制限される権利/利益の性質
オ 小括
訴状p19-22.原告のこの部分の主張に対抗しないと敗訴が決まる。ここが争点であると意識している。
2(3)ア～エは本訴訟岡田幸人裁判長が最高裁判調査官時代に執筆した最高裁判例解説に対応。
原告側は訴状の段階でこの最高裁判例解説（H25/1/11:医薬品ネット販売訴訟＝原告勝訴）の判例法理に基づいてこの4項目について先に主張。

第8 オンライン資格確認を義務化する療担規則3条2項及び4項が、原告らの医療活動の自由に係る憲法上の権利を侵害するという主張についてp45-46★★★
上記「第7 2.(3)エ」と重なる事柄。

第9 国賠請求には理由がないことp46-47△
まとめ:療担規則の違憲・違憲性なし、国賠法違反もないと主張。

第10 結語p47△
第1同様に、原告の請求の棄却を求める。

第1 はじめに p1. 被・準備書面(1)の主張
=第7, 第8. (+第4~6ミスリード)

・被告準備書面（1）での被告主張の中心は第7と第8
・順次反論し必要に応じて第1～第6の記載内容にも反論する。

第2 オンライン資格確認に関する事項を委任する健康保険法の規定はないこと p1. 被・準備書面(1) 第7,1.への反論

- 1 健康保険法70条1項は包括的な委任規定ではないこと p1
『健康保険法の解釈と運用』（乙44）を根拠：法では、療養給付に係る具体的条文を多数設け複数の条文が政令・省令への委任を個に規定。
- 2 健康保険法に資格確認を保険医療機関側の義務とする規定がないこと p5
・健保法63条：資格確認を受給者が「受け」と規定。
・資格確認を保険医療機関側の義務として位置づける規定ではない。
・資格確認＝「方法」≠「給付」。
- 3 小括 p7

第3 改正後療養担当規則が健康保険法の委任の範囲を逸脱すること p7 第7,2.への反論

仮に、授權法が省令に委任しているとしても、委任命令が授權規定による委任の範囲を逸脱していることについて、訴状から引用している最高裁平成25年1月11日第二小法廷判決判例解（民集67巻1号1頁＝本訴訟岡田幸人裁判長が最高裁調査官時代に執筆）の最高裁説で示された4つの考慮要素（＝①授權規定の文理、②授權規定が下位法令に委任した趣旨、③授權法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性、④委任命令によって制限される権利ないし法益の性質等）に基づいて検討。⇒被告も同様に①②③④を検討していた。

- 1 ①授權規定の文理 p7
法70条1項が省令に委任していないことは、資格確認＝「方法」≠「給付」だから文理上明らか。被告主張の「担当」の文言に「資格確認」は含まない。
- 2 ②授權規定が下位法令に委任した趣旨 p9
被保険者の受給資格の確認を行う際の方法という事務的な行為は医学的知見等の専門技術的観点からの検討の必要なし。被告は自己矛盾した主張。

3 ③授權法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性 p9
(1) オンライン資格確認の義務化が健康保険法の目的等と整合しないこと p9

実際には窓口でオン資格確認が機能せず資格確認できない重大トラブルが多数発生。被告主張の目的や理念に反する事態が生じている。
・全国保険医団体連合会が作成したトラブル事例集
・仮に導入に国会議論があれば、制度の内容やスケジュールなどについて慎重な結論が出された可能性⇒省令改正により義務化拙速。

(2) 法はオンライン資格確認を原則的な資格確認の方法としていないこと p14

健康保険証法ではオン資格確認が原則ではない。保険証確認は並列関係。

(3) 健康保険法の改正経過においてオンライン資格確認を義務化することが共通認識となっていなかったこと p15

参議院厚労委員会では①導入希望する全ての医療機関とあり、義務化は前提でない②厚労省審議官「現場の実情・難しい」「協力が得られない。

(4) 小括 p18

4 ④委任命令によって制限される権利ないし法益の性質等 p18

(1) 体制整備の義務付けによる保険医療機関の多大な負担について p18

(2) オンライン資格確認の義務化の適用除外ないし経過措置について p20. 5 小括 p24

多大労力/補助金額を大きく超える支出、セキュリティのための通信環境の構築・維持に多額支出を余儀なくされる

第4 オンライン資格確認の義務化が原告の憲法上の権利を侵害すること p24 第8への反論

- 1 原告の権利の重要性 p24
職業活動の自由+国民の生命/身体/財産等の権利保障を含む憲法上の重要な権利。（国民の生存権（憲法25条）患者のプライバシー権（憲法13条））
- 2 目的適合性がないこと p25
多発しているトラブル事例からして「国民によりよい医療をもたらさない」。
- 3 オンライン資格確認の義務化が原告らの権利に重大な制限を課すこと (1) p25 (2) p26
- 4 小括 p23 指導・監査で自殺あり。指導大綱の公正性/透明性。

第5 結語 p23

オン資格確認事項を委任する健康保険法の規定は存在しない。仮に健保法70条1項を授權法と解釈⇒療担規則3条2/4項は健保法70条1項の委任の趣旨に反して委任の範囲を逸脱する違法・無効・原告らの医療活動＝憲法上の権利を侵害

第1 第3事件の請求の趣旨に対する答弁 p 6△

第2 第3事件訴状記載の「請求の理由」に対する認否等p6 △
第1、2事件と同じ。原告の請求棄却を求め、認否を行った。

第3 療担規則3条2項及び4項は、健康保険法70条1項による授權に基づいて定められたものであることp7-10★★★

- 1 原告らの主張
- 2 被告の主張(1)~(4)
(2)(3)⇒前回の被準書面(1)同様の主張
(4)結語のみ

(1) 健保法70条1項の委任に基づき療担規則がS32に制定されて以降、新設規定は医療行為の範囲以外の事項について、保険医療機関等が療養給付を担当するに必要となる遵守すべき事項を定めてきた。オン資格確認も同様。

第4 療担規則3条2項及び4項は健康保険法70条1項の委任の範囲内にあることp11-14★★

- 1 授權規定の文理について
(1)原告らの主張
(2)被告の主張

医療関連の法律での「担当」が、規程や基準に「確認」義務がある。法律が規則への授權は旧健康保険法と覚醒剤取締法であると主張。(無理な主張?)

- 2 授權規定が下位法令に委任した趣旨について p14-15★★
(1)原告らの主張
(2)患者の受給資格の確認については専門技術的な観点からの検討が必要である

健康保険法の目的・基本的理念に照らした適切な仕組みを構築し、導入に専門技術的観点検討が必要。

3 授權法（健康保険法）の趣旨・目的及び仕組みとの整合性についてp15-21★★★

- (1)療担規則3条2項/4項によるオン資格確認の原則義務化は健康保険法63条3項の趣旨にも合致するものであること
ア 健康保険法63条3項はオンライン資格確認を原則的な資格確認の方法とする規定であることp16-21

- (ア)原告らの主張
(イ) 被告の主張
イ オンライン資格確認の原則義務化は健康保険法の改正経過等における議論と矛盾するものではないこと

- (ア)原告らの主張
(イ)被告の主張 ウ小括

おおむね全ての医療機関等で導入するという大きな目標を掲げていた。

(2)オンライン資格確認に係るトラブルが多数発生していることから、健康保険法の目的や基本的理念に反する事態が生じているとする原告らの主張には理由がないこと p21-23

- ア 原告らの主張
- イ 被告の主張
- ウ小括

トラブル原因と対策を公表し、保険者による迅速かつ正確なデータ登録のための態勢確保とともに、全保険者においてオン資格確認システム登録データ点検で、トラブル今後減らしていくよう取り組んでいる

4 委任命令（オンライン資格確認の原則義務化）によって制限される権利・利益の性質について p24-26

- (1)オンライン資格確認の導入による経済的負担に耐えられず多数の保険医療機関等が廃業を余儀なくされることから、オンライン資格確認は、原告らが医療を提供する行為という重要な権利を制約するものであるとする原告らの主張は理由がないこと

- ア原告らの主張
- イ被告の主張

適用除外規定や経過措置を設け財政支援の施策を講じる。事業継を困難な影響を与えとは想定し難い。

- (2)経過措置により保険医療機関等の負担は限定されていること
- (3)オンライン資格確認の導入により全国の保険医療機関等において事務的な負担が増加していることは明らかであるとする原告らの主張には理由がないこと

- 5小括
オン資導入で事務負担増加主張の根拠は、保団連アンケート。具体的内容や実態が明らかとは認められない。現にレセプト返戻件数は、オン資格確認の本格運用の開始前後で減少している。

第5 オンライン資格確認の義務化によって原告らの憲法上の権利を侵害されたとする原告らの主張は理由がないこと p26-29 ★
1はじめに

2保険医療機関等の指定の取消しに先立ち指導が行われた場合であっても、原告らの権利制約の程度に差はないとする原告らの主張は理由がないこと

- (1)原告らの主張 (2)被告の主張

担規則の違反に対しては、指導大綱に基づき懇切丁寧に指導を繰り返し、保険医療機関の理解が得られるよう努めることが想定された制度設計になっている。指導制度の公平性及び透明性は十分担保。オン資格確認体制整備の義務違反で直ちに保険医療機関等の指定を取り消すのに比して、原告らの医療活動の自由への制約が緩和されているのは明らか。指導適正監視、質問に答える援助、弁護士帯・指導内容の録音は禁止されておらず原則として認める

本準備書面の要旨 p1△ 新主張有りという裁判所へのメッセージ

「定めるところにより」=委任文言⇒特別な意味無.4考慮要素の重要視点欠如.文理主張は逆.授權法の趣旨・目的等⇒義務化は立法府の考えに反する等.

第1 オンライン資格確認に関する事項を委任する健康保険法の規定はないこと p2★★ 一連事項実施⇒医療行為以外の包括的授權委任×

- 1 健康保険法70条1項が包括的な委任規定ではないこと 国家公務員インタビュー
- 2 「厚生労働省令で定めるところにより」という文言は根拠にならない 一連の事項実施必要⇒委任されていることにならない.額,数の算定法限定.必要な事項に広げた事例に含まれる文言の欠如.

第2 改正後療養担当規則が健康保険法の委任の範囲を逸脱すること p6★★★

- 1 はじめに p6
 - (1) 重要な視点の欠落
 - (2) 2013年最判が前提とする事情に相当する事情が本件にも妥当すること p8 判例指摘事情要点①省令規制対象行為需要が現実に相当程度存在②規制反対意見根強く存在③規制制約権利の存在.
 - (3) 本件基準が妥当する p10 国民皆保険制度採用状況で紙保険証利用が現実に圧倒的多く存続を求める声極強い事情「相当程度存在」
- 2 ①授權規定の文理 p11★
 - (1) 委任する授權の趣旨が明確に読み取れることはない

健保法70条1項が省令委任=療養の給付≠方法は含まない.文理上明白.

- (2) 児童福祉法、生活保護法及び感染症予防法 p11 療養の給付を受けるための「方法」に関する規定が存在しない.
- (3) 高齢者医療確保法 p12 「給付の取扱い」=関連事項広域文言≠療養の給付担当だけ委任対象=健保法70.1
- (4) 健康保険法改正前の条文及び覚醒剤取締法 p13 授權規定義務名宛人と下位法令義務名宛人が同一.健保法70.1異なる.

3 ②授權規定が下位法令に委任した趣旨 p14★★★

- (1) 健康保険法70条1項が規則に委任した趣旨 健保法63.1.各号医師等資を要す行為⇒専門技術踏まえたルール化必要
- (2) 被告は委任の趣旨を履き違えている p15 被告が縷々述べる専門性(資格確認のあり方)は療養の担当のルール化に必要な専門性と性質が異なる.医学的知見等専門技術と一切関係ない.

(3) 被告の主張する専門性は立法府の不関与を正当化できるものではない p16 被告が挙げる考慮要素:実調査の問題でデータ収集可能.新たな義務の創出は医療機関/患者に多大な影響を与える⇒データ(立法事実)を国会に提出し民主的判断を仰ぐべき.

4 ③授權法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性 p17★★★

- (1) はじめに (2) 立法府議論に反する(3)~(6)被告主張は誤り
- (2) 原則義務化の議論について p18 オン資義務化は任意普及前提の立法府の立場に反する.具体的審議例
- (3) 法はオンライン資格確認を原則的な資格確認の方法としていないこと p20 オン資と保険証は同列.被告主張は資格確認に関する実態を無視⇒厚労省資料.マイナカード利用オン資確認は2.95%
- (4) 法の趣旨・目的に反する事態が現に生じていること p22 廃院=地域医療に影響大の結果生じ健保法の趣旨・目的に反する事態
- (5) 被告主張は場当たりの国会の議論を軽視している p23 国会質疑議論=被告乙号証での誤主張がきっかけ.原告から被告にとって不都合な指摘を受け議論修正=「本訴訟結論が左右されない」主張
- (6) 資格確認ができないという重大なトラブルが多発している p24 ア.保団連前アンケート+イ.23.12アンケート:重大トラブル具体的明記.ウ.レセ返戻減少効果は圧倒的に「紙の健康保険証」からのオン資確認.

5 ④委任命令によって制限される権利ないし法益の性質等 p27

- (1) 本件の制約対象となっている権利の重要性 p27 制約程度軽い原告職業活動自由+国民生存権=憲法上重要な権利. ≠権利否定
- (2) オンライン資格確認の義務化が原告らの権利に重大な制約を課すこと p27★★ 義務化による経済的負担⇒多数廃業余.満川Dr/中山DDr.の陳述書.設備工事費用セキュリティソフト等維持費+施設面の経済的負担大きい⇒廃院決断するほど重い

6 小括 p29

- ① 委任規定文理:被告挙げる法律は状況異なる② 授權法規が下位法令に委任した趣旨:質異なる専門技術性根拠.委任範囲拡大×
- ③ 授權法の趣旨・目的等:立法府考え方に反す④ 制限される権利:廃院の影響重大

第3 オンライン資格確認の義務化が原告の憲法上の権利を侵害すること p31★★★

- 1 オンライン資格確認の義務化が原告らの権利に重大な制限を課すこと 医療活動の事由に係る憲法上の重要な権利に重大な制約を課す.指導の存在を理由に療担規則で義務化を正当化する事できない
- 2 個別指導の手續の公正性が担保されていないこと 弁護士帯同:活動範囲制限大.弁は直接答弁をなし得ない.弁発言により指導進行支障⇒退席を命ずる.退席しない場合医療機関等に対して指導拒否とみなす.録音:利用目的限定=指導内容確認以外の録音は原則×

第1 担規則3条2項及び4項は、健康保険法70条1項による授權に基づいて定められたものであること

1 健康保険法70条1項の文言から、同項が、保険医療機関等が療養の給付を担当するに当たって遵守することが必要な基本的事項の全般の定めを厚生労働省令に委任していると解されることp5

「省令で定めるところにより、療養給付を担当しなければならない」文言全体を修飾

2 保険医療機関等に資格確認を義務化する必要がないとする原告らの主張は理由がないことp7 療養の給付を担当するに当たって遵守する必要基本的事項の全般の定めを広く委任していると読むのが自然. オン資確認の方がオン資確認を用いない資格確認よりも正確情報を即時確認できる

3 健康保険法70条1項以外に療養の給付に係る委任規定が存在することは、同条項が保険医療機関等が療養の給付を担当するに当たって遵守すべき事項の定めを包括的に委任した規定であることを否定する理由にはならないことp9

70条1項以外に療養給付に係る委任規定が存在し授權に基づき省令等が規定されていたとしても否定する根拠にならない

第2 療担規則3条2項及び4項は、健康保険法70条1項の委任の範囲に含まれること

1 本件と原告らが指摘する最高裁判例とは事案を異にすることp9

療担規則等改正は事務的行為についてのみ. 事業者の事業を規制する内容でない. 元々レセコンオンライン請求は先に原則義務化されていた.

2 他の授權規定に照らして、健康保険法70条1項の文理から、資格確認を保険医療機関等に義務付ける内容の省令の制定を委任する授權の趣旨が読み取れないとする原告らの主張は理由がないこと

(1) 児童福祉法、生活保護法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）についてp13

生活保護法34条5項（令和4年4月24日施行）「電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により」とある

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律についてp15

健保法70.1「担当」と高齢者医療確保法65.1, 71.1「取り扱い」は同じ. 保険医療機関⇒取り扱い(取扱い)、保険医⇒担当.

(3) 令和元年健康保険法改正前の同法の条文及び覚醒剤取締法についてp16

療担規則3.2&4項の授權規定は、令和元年健險法改正後の63.1 同法70.1。よって授權規定における義務の名宛人と対応する下位法令における義務の名宛人は同じ

4 授權法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性について

(1) 健康保険法はオンライン資格確認を原則的な資格確認の方法とはしていない旨の原告らの主張は誤りであることp19

健保法63.3がオンライン資格確認を原則的な資格確認の方法としていることは文理上明らかマイナ資格確認件数割合が低いことの主張は法令解釈から離れた事実に関する主張、法令上、オン資確認を原則的資格確認方法として位置づけていることを否定しない.

(2) オンライン資格確認のトラブルに関する原告らの主張は委任の範囲と関係がないことp21

・トラブル多発しているとしても、省令において、オン資格確認体制構築義務を規定することが否定されるものではない.

・レセ返戻減少はオン資格確認体制を整備(令5.4~)によるメリットの一つ

(3) 令和元年健康保険法改正の審議は保険医療機関等におけるオンライン資格確認の原則義務化に関する厚生労働大臣の裁量を否定するものではなく、被告の主張が国会での議論を軽視しているとする原告らの主張は誤りであることp22

原告らの上記主張は、上記法案審議の一部を切り取って恣意的に解釈するもの. 国会で議論されていなければオン資確認を原則義務化することができないというものではない.

5 委任命令によって制限される権利ないし法益の性質等p25

令4.10~令和5.3 保険医療機関等の廃止数は4852件. 過去3年間の保険医療機関等の廃止数の平均値は約4793件. 比は約1.01倍にすぎない. 保団連の開業医退会会員数増加がオン資確の体制構築義務付けによる根拠は何も示されていない. オン資確認義務化に伴う経済的負担により多数の保険医療機関が廃業を余儀なくされた事実はおよそ認められない.

第3 オンライン資格確認の義務化は原告らの憲法上の権利を侵害するものではないこと p. 27

弁護士: 指導中の相談は容認. 弁護士助言を受け被指導者が発言することは制限無し. 録音: 被指導者の録音目的を確認. 指導内容確認に必要である等、合理的理由有りで容認. 個別指導における弁護士帯同と録音は合理的運用. 手続の公正性も担保されている抑制的かつ公平性のない運用であるとの原告らの主張は当たらない.

第1 オンライン資格確認に関する事項を委任する健康保険法の規定はないこと

1 はじめに p1
被告の主張3点①健保法70.1授權規定文言
②資格確認義務化の必要性③健保法70.1他の委任規定有は被告主張の障害なし⇒根拠無/否定方向に働く/立法府判断に反する。

2 授權規定の文言は本件療担規則が委任対象外であることを示している 授權規定文言は療担規則3.2&4及び4項 が健保法70.1

(1) 授權規定の文言に関する要点 p2 ①②③④⑤ の委任対象外

(2) 「定めるところにより」という委任文言に関する被告主張の誤り p3
被告「厚生労働省令で定める[+厚生労働省令]」と「定めるところにより」対比立論で特別な意味を見出そうとしている=正論

(3) 被告主張の飛躍 p4
勝手に「療養の給付を担当する行為全体」「療養の給付を担当するに当たって遵守することが必要な基本的事項の全般」=別表現に言換え。当然含まれるモノと解される=理由記述無

(4) 「限定的な例」と「必要な事項に広げた事例」 p6
健保法70.1「必要な事項に広げた」場合と捉えられる文言無。

3 規則による資格確認の義務化は必要ないうえ立法府の意思に反している

(1) 被告主張のそもそもの誤り p7
必要性和許容性は別概念。一連事項が実際行為で必要でも、関連して規則による義務化は必要にならない。規則による義務化/ルールは必要ない。

(2) 専門技術的観点も理由にならない p9
政策的判断の問題。立法府が法的義務付必要or妥当と考えれば、法律で義務付けを明記。専門技術的観点に照らし細目規定が必要なら厚労省に委任すればよい。

(3) 規則による義務付けは立法府の立場に反する p9
国会答弁は任意。法律で義務付or政省令へ委任を明確にした法改正要。

4 健保法70.1が包括的委任であれば他の委任規定は必要ない p11
健保法70.1が必要がないはずの他の法律上の規定がなぜ多数存在するのか、被告から積極的な説明があつてしかるべき

5 健康保険法の委任を欠く範囲 p11
2019/令元の健保法改正の国会審議&法 ⇒立法府オン資確認規則義務付け意図していない

6 小括 p11
「委任している」の主張を支える被告の積極的理由記述無

第2 改正後療担規則が健康保険法の委任の範囲を逸脱すること

1 授權の趣旨が明確に読み取れることを要すること p12

H25.1.11最判基準は本件にも妥当。法律の規定から、一定の行為を規制する内容の省令の制定を委任する授權の趣旨が上記規制の範囲や程度等に応じて明確に読み取れることを要する。(i)オンライン請求に関する

2 授權規定の文理 主張は時期的・内容的に齟齬がある(ii),(iii)。

(1) 授權規定の文言に関する要点がここでも妥当すること p17

(2) 他の法令に基づく被告主張の誤り 本書面 第1 2(1)同様

ア 児童福祉法、生活保護法及び感染症予防法 p18

被告根拠の生保法34.5施行は原準(2)の本年2月より後の本年3月1日。生保法に「方法」に関する規定の存在を指摘するも児童福祉法&感染症予防法指摘無し。被告沈黙保つ。

イ 高齢者医療確保法 p20

本告示と異なり高齢者医療法本体は主体も用語も「又は」で並列的記載し区別してない。「同じ意味で用いられている」の結論は理由無の断言。健保法70.1&72は切断不可。「療養の給付」は診療以外(看護等)も含む。「療養の給付[の]担当」という表現を用いているからといって、それが「療養の給付」以外の事項を含むという解釈根拠にならない。

ウ 2019（令和元年）改正前の健康保険法の条文及び覚醒剤取締法 p22

授權規定の名宛人=対応下位法令の義務の名宛人
⇒循環論法：論証の中で証明すべきことを最初から結論として仮定。

3 授權規定が下位法令に委任した趣旨 p23

先例：サーベル登録拒否事件=行政機関の専門技術的知見を理由に委任命令違法性否定⇒本件：所管行政庁の専門技術的観点から一定の裁量権が認められ解釈を引き出す根拠文言も法律条文に一切無。

4 授權法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性 p26

(1) オンライン資格確認を「原則」とする被告主張の誤り p26

原告準備書面(1) 14頁、同2・20~23頁で主張済。健康保険証法ではオン資確認が原則ではない。保険証確認は並列関係。

(2) マイナンバーカードによる資格確認の件数割合が少ないこと p27
現オン資確認件数割合が低い事は法令解釈から離れた事実の主張⇒実態無視。

(3) トラブル事例の多発は授權法の趣旨に大いにかかわること等 p27
被告：トラブル⇒省令で義務付が否定されない⇒健保法の目的・基本的理念に反す事態が現実化。被告：国会審議はオン資義務化厚労大臣裁量⇒循環論法。

5 委任命令によって制限される権利ないし法益の性質等 p29

被告主張は保険医療機関と薬局の廃止数。原告は保険医療機関の数。

6 小括 p31 療担規則は健保法の委任の範囲逸脱。H25最判基準該当

第3 オンライン資格確認の義務化が原告の憲法上の権利を侵害すること p31

被告主張は従来主張の繰返し。反論の要をみない